

質疑回答事項通知書

業者各位

令和元年11月1日～令和元年11月6日入札執行の予定である
「羽曳野市宮向野東住宅2・3号棟解体工事」の仕様について
質疑がありましたので、下記のとおり通知いたします。

質疑事項

No.	質疑事項	回答
1	入札説明書 入札参加資格(5) 建設業法第3条に規定する建築工事業の建設業許可を有する とあるが本物件は「解体工事」なので解体工事業の建設業許可 が必要ではないのですか？	本工事の入札参加資格としては、解体工事業の建設業許可 を必要としていません。